

＼中小企業の事業主の皆さま／

# 労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年  
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。  
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

## 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

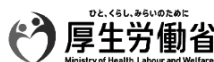
※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
<b>1 身体的な攻撃</b> 暴行・傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 殴打、足蹴りを行う。</li> <li>● 相手に物を投げつける。</li> </ul>
<b>2 精神的な攻撃</b> 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。</li> <li>● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。</li> </ul>
<b>3 人間関係からの切り離し</b> 隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。</li> </ul>
<b>4 過大な要求</b> 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。</li> </ul>
<b>5 過小な要求</b> 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。</li> <li>● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。</li> </ul>
<b>6 個の侵害</b> 私的なことに過度に立ち入ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。</li> </ul>

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

## 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

## 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと  
(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
  - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
  - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと
  - ・相談体制の整備
  - ・被害者への配慮のための取り組み  
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
  - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

### 職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部（室） <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



### 社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料  
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために



- ポータルサイト「あかるい職場応援団」  
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP



# 労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です！

- 労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- 労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができます



**労働条件の明示は原則、書面交付です。但し、労働者が希望した場合は、FAX・メール・SNSメッセージでも可能です！**

明示方法は？

## SNSでの明示例

### 良い例

😊 SNSでの明示を希望します

😊 人事担当の〇〇です。ご希望どおり、労働条件を別添のとおり明示します。

📄 労働条件.pdf



◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

◎義務ではありませんが、明示した日付、送信した担当者の氏名を記入したりするとトラブルが防止できます。

★モデル労働条件通知をご活用ください！



厚労省HPより職種別のモデル書面をダウンロードできます。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

### 悪い例

😊 当社では、労働条件をSNSで明示しているので、労働条件をお伝えします。

× 労働者が希望していないにもかかわらず、一方的にSNS等で明示することはできません。労働者が希望しない場合は、原則どおり書面を交付してください。

😊 契約期間は.....

× SNS本文に直接記載し、労働条件を細切れに明示すると、印刷する際に途切れてしますので、望ましくありません。

😊 就業場所は.....

× 明示した日付、送信した担当者の氏名、事業場や法人名、使用者の氏名等を記入しないと、後からトラブルになる可能性があります。

😊 以上です。

※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

## 建築物等の解体・改修工事の

事業者のみなさまへ

## 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！


石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

**Point 1** 2022年春から制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

**Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。  
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



**Point 3** 事前の準備が必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

## システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント (GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

## 事前に準備いただきたいこと

## パソコン・スマートフォンの準備

## パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン

スマートフォン  
(タブレット)

OS

Windows / Linux  
iOS (iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari  
Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

## GビズIDの取得

## どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者  
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者  
個人事業主

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>

石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局



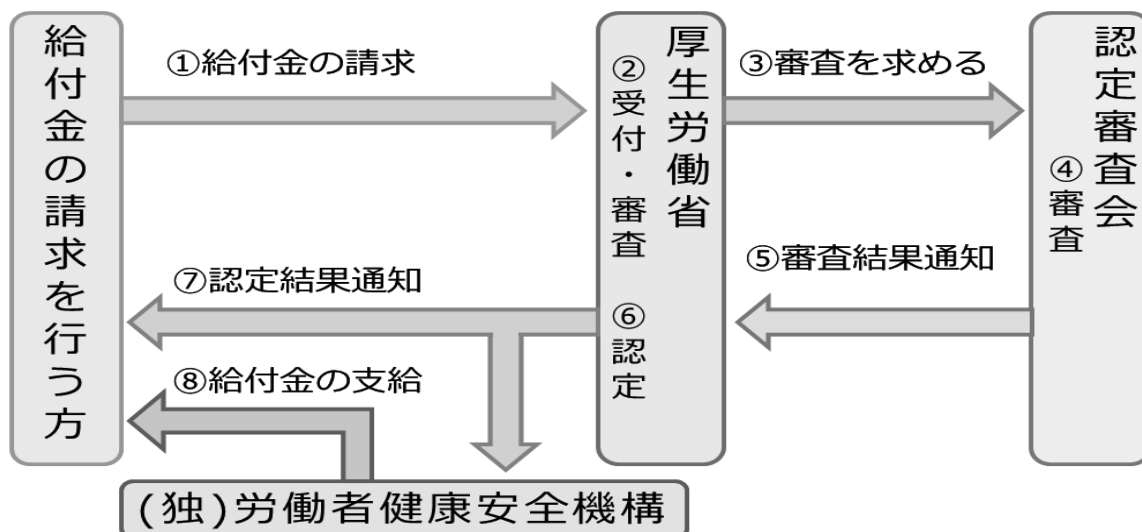
2021年11月

昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に  
建設現場で石綿にばく露し、  
石綿関連の疾病を発症された  
労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度が創設されました～  
一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ①次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ②石綿関連疾病にかかった
- ③労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※ 石綿関連疾病：

- (1) 中皮腫 (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

## 給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、それぞれ給付金等の額が1割減額されます。

## 給付金等の請求手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

詳細は厚生労働省HPやパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」、「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省労働基準局労災管理課  
建設アスベスト給付金担当 あて

(厚労省HP)



なお、労災保険の支給決定等を受けた後であれば、給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

### 労災支給決定等情報提供サービスをご活用ください

給付金の請求手続きの利便性の向上を図るため、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施します。

- ✓ このサービスを利用していただくと、給付金の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。
- ✓ 情報提供サービスは無料でご利用いただけます。

## 給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

## 相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

**0570-006031**

※月曜日～金曜日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P 電話など、一部の電話からはご利用になれません。



## 令和3年取扱事件の概況について

令和3年に沖縄県労働委員会で取り扱った事件の概況は、以下のとおりです。

## 1 不当労働行為の審査

令和3年に取り扱った不当労働行為事件はありません。

なお、当委員会の発した命令に係る令和3年中の中央労働委員会再審査事件係属件数は、前年からの繰越1件となっています。

再審査事件の一覧

事件番号	再審査申立人 申立年月日	不服の 要点	審査経過 終結年月日	初審(当委員会)命令の事件番号 終結区分・終結年月日
中労委令和2年(不再)第62号	組合 R2.12.18	初審命令の 取消し	係属	令和元年(不)第3号事件 棄却・R2.12.11

## 2 労働争議の調整

令和3年に取り扱った調整(あっせん)事件は2件で、いずれも労働組合からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	2	2	1	0	0	0	1	1

(2)調整事項別件数(新規申請分)

団交・協約関係 (組合承認・協約締結、協約効力等)	賃金等 (賃金増額、一時金等)	給与以外の労働条件	経営・人事	その他
1	1	3	0	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

## 3 個別労働紛争のあっせん

令和3年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は7件で、すべて労働者からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
2	5	7	2	5	0	0	7	0

(2)紛争内容別件数(新規申請分)

経営又は人事	賃金等 (賃金増額、一時金等)	労働条件等	職場の人間関係	その他
4	1	0	1	2

注)申請は複数のあっせん事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。



事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために中立・公平な立場で、労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。

あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ:「沖縄県労働委員会」で検索 🔍

## 働きながら不妊治療を続けたい

### ● 相談内容 ●

現在、働きながら不妊治療を続けています。通院のために、仕事を休むことも多く、職場の上司や同僚に気を使います。上司は理解を示していましたが、期間が長くなると、同僚からの協力が得にくくなっているように感じます。不妊治療で利用できる行政の支援策や会社の取り組みなどについて教えてください。

### ● 相談回答 ●

#### 不妊治療支援のポイント

- ① 国の方針で不妊治療も保険適用されます。(令和4年4月から)
- ② 厚生労働省で「不妊治療マニュアル」「不妊治療ハンドブック」を発行しています。
- ③ 不妊治療の職場環境を整備する企業に「不妊治療両立支援コースの助成金」が利用できます。

#### 解説

仕事をしながら不妊治療を続ける多くの人は、両立できずに仕事を辞めたり、もしくは不妊治療をやめた、雇用形態を変えた等、途中で断念する人も少なくありません。理由として「精神面・体力面で負担が大きい」、「通院のために職場を休むことが多い」、「経済的負担が大きい」となっています。

相談のように不妊治療は、通院時間や費用とともに職場の協力が必要になります。

1. 国の支援策として、これまでも①妻の年齢が43歳未満であること。②1回30万円 ③1子ごとに6回まで(妻が40歳以上43歳未満は3回まで)の制度に加え、令和4年4月から保険適用となりました。
2. 事業所への支援としては、「不妊治療両立支援制度」があり、不妊治療の環境整備を導入する企業に支給されます。

多くの企業で「働きやすい職場づくり」の一環として不妊治療者の支援を行っています。例として、不妊治療のための半日年休や時間年休の導入、テレワーク制度、長期休職制度、不妊治療で退職した社員の再雇用制度など。また、職場への協力依頼として、医師から事業主へ「不妊治療カード」を発行してもらうこともできます。

このような支援策を利用するためにも、職場の理解と同僚の協力が必要です。不妊治療はプライバシーの問題もありますが、不妊治療も出産祝い金と同じように特別ではないという考え方です。

「不妊治療専門相談センター」(県の看護協会内)への相談もお勧めです。一人で悩まずに、支援策を活用しながら会社への協力依頼も行ってみましょう。

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750



# 沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県) 千人	完全失業率 (沖縄県) %	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 R2=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	R2=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	96.8	96.8
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5
令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0
2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0
令和2年12月	35,393	329,353	16,291	146,335	26	3.4	30,087	20,490	0.68	1,234	99.8	99.3
令和3年1月	35,450	330,814	16,090	144,616	27	3.6	30,153	21,322	0.71	1,156	100.2	99.8
2月	35,359	329,697	16,093	142,926	28	3.7	30,727	21,066	0.69	2,517	100.0	99.8
3月	35,277	328,448	15,996	139,448	33	4.4	30,450	21,007	0.69	3,543	100.3	99.9
4月	35,951	337,789	15,936	140,349	28	3.7	30,208	21,542	0.71	1,967	99.1	99.1
5月	35,917	338,469	15,982	142,184	27	3.6	29,491	22,047	0.75	1,639	99.2	99.4
6月	35,896	336,846	16,065	143,244	30	4.0	28,081	22,325	0.80	1,583	99.6	99.5
7月	35,823	340,322	16,267	141,830	32	4.3	29,120	22,231	0.76	1,340	99.9	99.7
8月	35,730	343,377	16,301	135,602	28	3.7	31,079	22,498	0.72	1,336	100.0	99.7
9月	35,686	337,382	16,266	140,066	27	3.6	32,231	23,652	0.73	1,477	100.7	100.1
10月	35,656	336,624	16,465	144,711	20	2.7	32,200	23,764	0.74	1,430	100.8	99.9
11月	35,617	336,208	16,612	143,347	24	3.1	31,832	23,572	0.74	1,376	100.7	100.1
12月	35,580	336,966	16,696	143,254	26	3.4	31,775	23,788	0.75	1,159	100.5	100.1
資料所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年	144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996
2年	140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087
令和2年12月	142.3	143.1	130.8	133.0	11.5	10.1	665,650	498,846	294,981	240,810	370,669	258,036
令和3年1月	135.1	138.1	124.1	128.4	11.0	9.7	304,569	230,804	293,031	230,375	11,538	429
2月	135.4	131.9	124.3	122.6	11.1	9.3	298,047	231,765	292,791	228,419	5,256	3,346
3月	145.1	146.3	133.1	136.1	12.0	10.2	319,903	246,089	297,340	234,548	22,563	11,541
4月	150.4	145.9	138.3	136.0	12.1	9.9	313,716	241,513	300,317	235,884	13,399	5,629
5月	136.0	137.4	124.9	127.9	11.1	9.5	309,110	233,854	294,857	231,597	14,253	2,257
6月	146.9	142.0	135.5	133.0	11.4	9.0	546,754	386,260	297,175	231,606	249,579	154,654
7月	146.9	142.2	135.0	132.7	11.9	9.5	425,601	286,458	297,740	232,821	127,861	53,637
8月	135.8	137.8	124.9	129.2	10.9	8.6	305,945	250,164	295,048	233,294	10,897	16,870
9月	141.4	140.2	130.1	131.1	11.3	9.1	304,525	233,507	296,347	232,888	8,178	619
10月	144.8	147.3	133.1	137.3	11.7	10.0	305,596	238,801	298,582	236,353	7,014	2,448
11月	145.8	146.3	133.7	136.4	12.1	9.9	319,111	248,847	298,029	235,000	21,082	13,847
12月	144.5	147.5	132.2	136.5	12.3	11.0	668,518	474,279	298,585	238,226	369,933	236,053
資料所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 一般職業紹介状況は受理地別



---

「労働おきなわ」157号 (琉球労働から通巻231号)

2022年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課  
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
TEL(098)866-2366  
FAX(098)866-2355  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／文字工房 ポスト  
〒901-1111 南風原町字兼城631-1  
TEL(098)889-6266  
FAX(098)888-2297

---

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

